

# 役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人ひいらぎ会

# 社会福祉法人 ひいらぎ会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひいらぎ会（以下「当法人」という）定款第9条及び定款第24条の規定に基づき、理事及び監事の役員と評議員（以下「役員等」とする）に対して支給する役員等報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程における役員等報酬とは、社会福祉法人ひいらぎ会が役員等に対し、役員等としての業務の対価として支払うものをいう。

### (報酬の種類)

第3条 役員等報酬は、非常勤役員の報酬、常勤理事の役員手当及び出會手当とし、賞与は設けない。

2 役員等報酬は、勤務実態に即した報酬とし、非常勤役員の報酬の額は別表1のとおりとする。但し、常勤理事で当法人職員を兼務している者に、職員給与に加え別表2に定める役員手当を支給することとする。

3 出會手当の額は次のとおりとする。但し、当法人職員を兼務している者で勤務時間内開催の場合は支給しない。

- |          |        |
|----------|--------|
| (1) 理事会  | 8,000円 |
| (2) 評議員会 | 8,000円 |
| (3) 監査等  | 8,000円 |

### (役員等報酬の支給と控除)

第4条 非常勤役員の報酬及び常勤理事の役員手当は、職員給与の支給日に支給する。

2 出會手当は、理事会・評議員会及び監査等の出會時に支給する。

3 税金等の控除及び本人からの申し出あったものは、報酬から控除して支給する。

4 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、月額報酬は日割計算により支給するものとする。

### (費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (退任時金品等贈呈)

第6条 退任役員等に対して、その功労に対し別表3に定める在任期間により金品等を贈呈するものとする。

### (傷病見舞金)

第7条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第8条 役員等が死亡したときは、別表5の定めにより遺族に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第9条 役員等の親族が死亡したときは、別表6に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花又は弔電を供えることができる。

(災害見舞金)

第10条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表7に定める災害見舞金を支給する。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成15年4月1日から適用する。

この規程は平成20年4月1日から適用する。

この規程は平成29年6月14日から適用する。

別表1 (非常勤役員報酬)

対象者	支給基準額
非常勤役員の日額報酬	1日4時間以上 15,000円
	1日4時間未満 8,000円
	但し、月額200,000円を上限

別表2 (常勤理事の役員手当報酬)

対象者	支給基準額
理事長	月額報酬 50,000円
役付理事	月額報酬 30,000円
理事	月額報酬 10,000円

別表3 (退任役員等への贈呈金)

在任年数	贈呈金額
在任2年以上4年未満	5,000円
在任4年以上8年未満	10,000円
在任8年以上16年未満	20,000円
在任16年以上	30,000円

別表4 (役員等への見舞金)

支給基準額	
私傷病見舞金	10,000円

別表5 (役員等への弔慰金)

対象者	支給基準額	備考
理事長	30,000円	生花10,000円・弔電
常勤理事	20,000円	
その他の役員等	20,000円	

別表6 (役員等親族への弔慰金)

対象者	支給基準額	備考
配偶者及び子	10,000円	生花又は弔電

別表7 (役員等への災害見舞金)

	支給基準額
被害の程度により	10,000円以上50,000円以内